

家族介護支援特別事業の実施について

平成12年5月1日 老発第472号
厚生省老人保健福祉局長

標記については、介護保険制度の実施と併せ、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る観点から、家族に対する支援対策の充実を図るため、今般、別紙のとおり「家族介護支援特別事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して、周知徹底を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

家族介護支援特別事業実施要綱

1 目的

本事業は、高齢者（二号被保険者であって特定疾病に該当するものを含む。以下同じ。）を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とするものである。

2 事業主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下に事業を実施するもの

とする。

この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

3 事業内容

別記のとおり。

4 実施方法

本事業の実施に当たっては、介護保険法とは別に、別記に掲げる事業の中から市町村が自らの選択により、地域の実情に応じて実施するものとする。

5 運営

ア 市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。

イ 市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

ウ 市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

エ 本事業の一部を受託して実施する団体は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分

するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。

オ 市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

〔別記〕

1 家族介護教室

(1) 実施方法

利用対象者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。

(2) 利用対象者

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等

(3) 事業実施に当たっての留意点

ア 家族介護者交流事業（元気回復事業）と一体的に実施することも可とする。

イ 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

2 介護用品の支給

(1) 実施方法

支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。

(2) 支給対象者

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族

(3) 事業実施に当たっての留意点

ア 支給額は、年額1人当たり上限75,000円とする。

ただし、対象者が家族介護者交流事業（元気回復事業）のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、年額1人当たりの上限を100,000円とすることができるものとする。

イ 具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。

3 家族介護交流事業（元気回復事業）

(1) 実施方法

利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。

(2) 利用対象者

高齢者を現に介護している家族

(3) 事業実施に当たっての留意点

ア 助成額は、年額1人当たり上限25,000円とする。

イ 家族介護教室と一体的に実施することも可とする。

4 家族介護者ヘルパー受講支援事業

(1) 実施方法

利用対象者が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員に関する省令（平成12年厚生省令第23号）に規定する訪問介護員研修2級又は3級課程を受講した場合に受講料の一部を助成する。

(2) 利用対象者

高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族

(3) 事業実施に当たっての留意点

ア 助成額は、年額1人当たり上限30,000円とする。

イ 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

5 徘徊高齢者家族支援サービス事業

(1) 実施方法

痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み（システム）を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

(2) 利用対象者

徘徊の見られる痴呆性的高齢者を介護している家族

(3) 事業実施に当たっての留意点

利用者は、機器のリース料等の実費を負担するものとする。

6 家族介護慰労事業

(1) 実施方法

支給対象者に対して、介護を行っていることの慰労として金品（年額10万円まで）を贈呈した場合に、これに要する経費を助成する。

(2) 支給対象者

要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかったものを現に介護している家族。

(3) 事業実施に当たっての留意点

ア 要介護認定を受けていない高齢者については、市町村の判断で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には要介護認定と同じ方法を利用して、要介護4又は5に相当するものと判断されるものを対象とする。

イ 家族が高齢者と同居していない場合であっても、隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっている場合などは、実情に応じて市町村が支給するかどうか判断するものとする。

ウ 過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかった高齢者を介護する家族を支給対象者とすることから、支給を行う1年前に要介護4又は5に相当することが認められていることが必要である。したがって、市町村は、支給を行う1年前から順次対象予定者のリストアップを行った上で、それぞれの者について1年間のサービスの利用状況を見て支給を行うか否かの判断を行うものとする。